

座長私案「早期支援後の心理的外傷による精神的被害に対する保険外心理療法（カウンセリング等）の費用を国が負担するべきか」についての意見

平成 19 年 1 月 24 日

構成員 飛鳥井望

- 犯罪被害者の精神的被害に対する心理療法には高い有効性が期待できるものがあり、欧米のいずれの PTSD 治療ガイドラインでも強く推奨されている。
- 本邦においても文科省による基本法 21 条関係の取組みとして、重症 PTSD に対するトラウマ焦点化認知行動療法の有効性の検証が進行中であり、これまでの予備的観察研究結果では十分な効果が認められている（下記図表参照）。
- 今後、犯罪被害者の精神的被害に対する心理療法の保険適用化が望まれるが、被害者支援の枠組みの中でだけ検討できるものではないため、議論の進展と実現化に時間のかかることが懸念される。
- したがって保険外心理療法に係る負担を公的給付の対象とすることは、精神的被害に苦しむ多くの被害者にとり、きわめて有意義な支援策となろう。また将来的なアナウンス効果を見込んだとしても給付総額は決して法外な規模となることはないと考えられる。
- 自賠責では、必要かつ相当な場合に、保険外のカウンセリングに係る費用の全額を支払い対象として認めている前例がある。
- これらの諸点を踏まえ、おおむね座長私案に沿った形で、下記提案を行いたい。

提案

1. 医療機関等にて実施される保険外心理療法に公的給付を行う。ただし給付の条件は以下とする。
 - 1) 犯罪被害による心理的外傷を原因とした精神的被害を対象とする。
 - 2) 給付は傷病発生後 1 年以内を限度とする。
 - 3) 医師による指示を必要とする。
 - 4) 効果検証により精神的被害への有効性が認められた心理療法を対象とする。
 - 5) 医療費（治療関係費）給付の一環として国が全額負担する。
 - 6) ただし社会一般の診療水準に比して著しく高額で相当性がない場合は対象としない。
2. 早期支援後も継続して臨床心理士等によるカウンセリング・サービスの拡充がはかれるよう経済的措置を行う。
 - 1) 各自治体で、被害者支援に係る民間団体がサービスを運用する。
 - 2) 対象は被害者本人、遺族、現場目撃者を含む。

- 3) カウンセリングの内容は、少なくとも精神的被害の回復におおむね有効であろうという専門家のコンセンサスが得られているものとする。
- 4) 民間団体援助に関する検討会での議論を踏まえ、また現行の警察早期支援によるカウンセリングとの連携・調整を図りながら制度を検討する。
- 5) 各自治体の財政事情による格差を少なくするため、何らかの最低基準を設ける(例えば初回面接より6ヶ月間、計10回まで等)

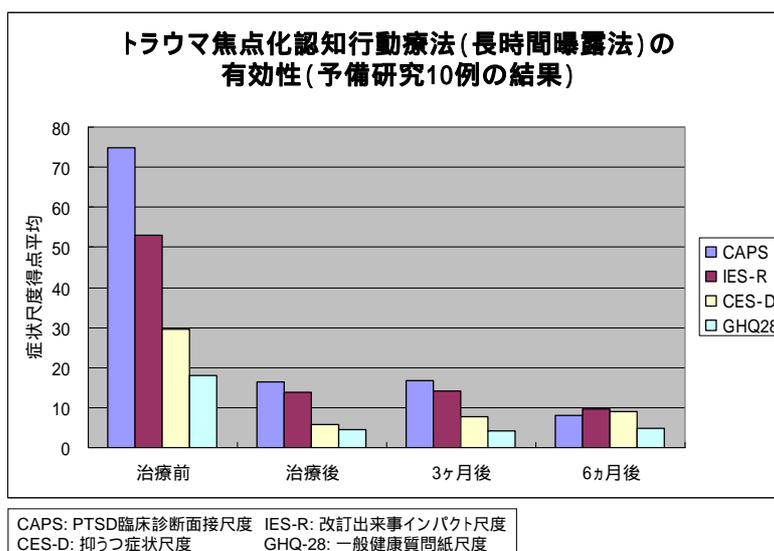
PTSDのトラウマ焦点化認知行動療法 長時間曝露法(PE)予備研究報告症例

No	性別	年齢	外傷的出来事	出来事からの期間	治療前CAPS	治療前IESR	セッション回数
1	F	20台	拉致監禁・強姦未遂	8M	82	44	12
2	F	30台	暴行傷害	4M	85	61	10
3	F	40台	殺人未遂(重傷)	3M	102	79	15
4	F	30台	殺人未遂(重傷)	6M	66	49	10
5	M	50台	友人死亡事故目撃	2M	74	52	10
6	F	20台	強姦	5Y5M	54	37	11
7	F	40台	交通事故(重傷)	6M	45	42	10
8	F	20台	交通事故(重傷)	6M	36	36	9
9	F	20台	強制わいせつ	2M	112	63	10
10	F	20台	強姦	2Y6M	92	68	13
中断	F	20台	強姦	8M	56	43	2
中断	F	20台	強姦	2M	84	61	1

注1) CAPS得点70以上 = 重症PTSD例

注2) SSRI併用例(3例)は認知行動療法開始前8週間及び治療中に投与量増量のないことを確認

PTCU 飛鳥井



PTCU 飛鳥井